

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和二年二月二十日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県事務処理の特例に関する条例（平成十二年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一十五の三の項第二十号中「譲受」を「譲受け」に改め、同項第二十三号中「書換」を「書換え」に改め、同項第四十五号中「規定により」の下に「その職員に」を加え、「立ち合う」を「立ち合わせる」に改め、同項第四十八号中「第四十二条」の下に「又は法第四十六条第二項」を加え、「事業又は火薬類の貯蔵若しくは消費に関する報告を受ける」を「報告徴収をする」に改め、同項中第五十四号を削り、第五十五号を第五十四号とし、第五十六号から第七十五号までを一号ずつ繰り上げ、同表二十八の項第二号中「第五十二条の二第六項」を「第五十二条の二第五項」に、「規定により」を「規定による商工会の設立等の」に改め、同項第五号中「規定により」を「規定による」に改め、同項第六号中「規定により」の下に「商工会の事務所への」を加え、同項第十号中「規定により」を「規定による」に改め、同項第十三号中「規定により」の下に「商工会の」を加え、同項第十四号中「規定により」を「規定による商工会の」に改め、同項中「可児市」を削り、「関ヶ原町」を「関ヶ原町」に改め、同表五十四の項第一号中「六の項まで、八の項及び九の項」を「五の項まで」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、別表第一十五の三の項及び二十八の項の改正規定は、公布の日から施行する。

提 案 説 明

統計法施行令の一部改正等に伴い、所要の規定の整理を行うため、この条例を定めようとする。

